

「歩行型ロータリ除雪機による事故」に関する消費者安全調査委員会からの  
意見に対する対応について（第1回フォローアップ）

令和2年7月  
経済産業省製造産業局産業機械課

（1）設計における対策の実施

○SSS規格の改定に関する検討状況と今後の予定について御教示ください。

○デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故が、令和2年2月に北海道で発生しました。また、同月、同じく北海道で除雪機と壁の間に挟まれた死亡事故が発生しました。これらの事故は、調査委員会が調査を行った事故と同種類事故の事故と思われる。除雪機安全協議会では歩行型ロータリ除雪機の設計における対策への取組を進められているようですが、貴省がこの取組を推進するために行った支援等があれば御教示ください。

【実施状況】

（1）設計における対策の実施

SSS規格の改定については、現在、除雪機安全協議会（以下、協議会）において、事故等原因調査報告書やこれまでに発生した事故の事故分析の結果に基づき、安全装置を多角化すべく、現行の安全装置の「デッドマンクラッチ機構」に加えて、①挟圧防止、②後進時非常停止、③後進時急発進防止、④後進速度制限に関する装置の有効性などを検討中（令和3年2月までに終了予定）。その結果を踏まえて、実機での検証を令和3年4月までに完了し、5月には規格の原案作成及び審議を行い、6月頃を目途に規格化していく予定。

また、弊省からは、製品評価技術基盤機構（以下、NITE）が調査した歩行型ロータリ除雪機の事故で、業界が把握できていなかったこれまでの事故情報を提供することで、設計における対策の取組を支援してきた。昨シーズンに発生した事故については、NITEで原因調査が完了次第、同協議会に情報を共有する予定。

## (2) 事故情報の共有促進

### ① NITE の調査による事故情報の製造業者等への共有の充実

NITE が参加する事故情報交換会を令和元年 10 月 3 日に開催したとのことですが、除雪機安全協議会会員企業の参加状況について御教示ください。また、次回の開催時期及び今後の開催頻度について御教示ください。

### ② 業界全体での事故情報の共有促進

令和 2 年 2 月に北海道で発生した上記 2 件の事故について、除雪機安全協議会内で情報共有がなされたのか、また、今後なされる予定があるのかについて御教示ください。

## 【実施状況】

### (2) 事故情報の共有促進

#### ① NITE の調査による事故情報の製造業者等への共有の充実

令和元年 10 月 3 日の事故情報交換会には、会員企業 16 社のうち、14 社が参加。なお、不参加の 2 社は、他の会員企業からの製造受託のみの企業及び現在生産を中止している企業。

年に 1 回の頻度で開催予定であり、今年度も降雪前の 10 月頃に開催予定。

#### ② 業界全体での事故情報の共有促進

令和 2 年 3 月に、安全装置の多角化と規格の改正、事故情報の共有の構築や事故分析の検討を行う事故情報・設計検討WGにおいて、当該事業者（2 社）より、概要報告が行われ、情報共有がなされた。

### (3) 事故リスクの周知の充実

- デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故等の原因について、当該事業者や除雪機安全協議会はどのように捉えており、今後、これらの情報や解析結果をどのように利活用されていかれるのか、御教示ください。
- 除雪機安全協議会により、事故リスク等の周知のための様々な取組が実施されているにもかかわらず、上記2件の死亡事故が発生しました。使用者の行動変容につなげるため、事故リスク等の周知について貴省が除雪機安全協議会に対して追加で行った、または今後行うことを予定されている要請がありましたら、その内容を御教示ください。

## 【実施状況】

### (3) 事故リスクの周知の充実

協議会では、高齢者の事故が多いこと、デッドマンクラッチ機構が安全装置であることの認識が定着していないこと、握り続けることが煩わしいこと、などが原因にあると分析している。こうした分析に基づき、今後、特に高齢者に対する更なる注意喚起を行うべく、デッドマンクラッチ機構の無効化による危険性に加えて、正しい使い方や有効性を、動画を活用する等の工夫をしつつ、注意喚起を行っていく。

弊省としては、使用者に対する注意喚起を重点的に行うべく要請しており、今後、①販売店での安全装置等に関する説明の徹底や、②安全装置の無効化の危険性の歩行型ロータリ除雪機本体への直接表示などの対応を要請する予定。

「歩行型ロータリ除雪機による事故」に関する消費者安全調査委員会からの  
意見に対する対応について（第1回フォローアップ）

令和2年7月  
消費者庁消費者安全課

（消費者安全調査委員会からの確認事項）

（2）事故情報の収集の促進

○消費者安全調査委員会が、降雪量の多い地方公共団体の協力の下、独自に収集した事故情報の多くが、消費者庁に通知・報告されていませんでした。事故情報が消費者庁に確実に通知・報告されるために取られた方策等があれば、御教示ください。

○デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故が、令和2年2月に北海道で発生しました。また、同月、同じく北海道で除雪機と壁の間に挟まれた死亡事故が発生しました。注意喚起されていたのにもかかわらず、調査委員会が調査を行なった事故と同種類別の事故が発生したことになりますが、それぞれの場合について注意喚起は届いていたのか、届いていなかったようであれば届くための、また、届いていたようであれば、それが行動変容にまでつなげるための対策を検討されたのかについて御教示ください。

（3）事故リスクの周知の充実

消費者安全調査委員会が行ったアンケート調査によると、除雪機の利用者は特定の地域に存在し、高齢の利用者が多い傾向にあることが分かりました。注意喚起をする上で、こういった傾向を考慮されたのか御教示ください。また、このような利用者に情報が確実に届くためになされた工夫があれば、具体的に御教示ください。

【実施状況】

○事故情報の収集及び通知制度の周知については、関係行政機関に対して、地方公共団体への周知依頼も含め、これまでも随時意見交換を実施している。また、地方公共団体に対しては、消費者行政ブロック会議及び都道府県消費者行政担当課長会議等において説明を実施しているほか、行政職員等が参加する研修会に講師を派遣し、消費者安全法における重大事故等の通知制度について解説を行っている。引き続き消費者安全法の通知制度の実効性を確保するため、周知を徹底してまいりたい。

会議の開催日程については以下のとおり（※は台風・コロナウイルスの影響等により

実開催なし)。

・ブロック会議

北海道・東北 10月10日(木)  
関東・甲信越 10月18日(金) ※  
東海・北陸 10月23日(水)  
近畿 11月26日(火)  
中国・四国 10月31日(木)  
九州・沖縄 11月13日(水)

・担当課長会議 4月25日(木)

・国民生活センター主催の研修

12月12日(木)、2月5日(水)、3月5日(木) ※、3月11日(水) ※

・法令執行担当者研修 5月22日(水)

・PIO-NET 運営連絡会議 3月6日(金) ※

・自治体主催の研修講師

8月29日(木) 鳥取  
3月10日(火) 静岡 ※

○注意喚起と同時に発出した依頼文書において、消費者安全調査委員会の報告書のアンケート結果を基に、各地方公共団体、特に豪雪地帯に指定されている24道府県532市町村に対しては、歩行型ロータリ除雪機による事故の未然防止、拡大防止のため、防災等の関係部局と連携・協力し、管内広報誌への掲載、除雪機安全協議会作成の動画、チラシ等の活用による、消費者の皆様に対する周知・啓発について協力を依頼した。

例えば、北海道立消費生活センターでは、広報誌センターニュース「きらめつく」1月1日発行NO.119号において、「冬到来！除雪中の事故に注意！」として、注意を呼び掛けていただいた。当該広報誌は道民向けに4万1000部印刷され、各消費者協会をはじめ、各市町村、各総合振興局・振興局、図書館で配布・閲覧されている。また、岩内消費者協会及び札幌市消費者センター・札幌消費者協会においても広報誌で紹介いただいた。

除雪機安全協議会においても別途地方公共団体への依頼を行っているほか、販売店等を通じて消費者(使用者)に直接注意を促すよう依頼している。歩行型ロータリ除雪機の安全啓発動画を作成し、同協議会HPに掲載しており、広島県北広島町からの要請に基づき、動画データを提供し、ローカルテレビで放映された(令和元年12月7日他4回放

映)。事故が繰り返されることがないように、消費者（使用者）に注意喚起の内容を確実に届ける取組を、引き続き実施してまいりたい。

北海道立消費生活センター きらめっく

1月1日発行 NO.119 [http://www.do-syouhi-c.jp/centernews/c\\_news\\_119.pdf](http://www.do-syouhi-c.jp/centernews/c_news_119.pdf)

「きらめっく」No.119

---

### **冬到来！除雪中の事故に注意！**

本格的な降雪シーズンを迎え、消費者庁などは除雪機の使用時や屋根からの雪下ろしの際の転落など、除雪作業中における事故防止を呼び掛けています。

消費者庁は、消費者安全調査委員会がまとめた歩行型ロータリ除雪機（以下、除雪機）による事故の調査報告書を踏まえ、除雪機使用時における注意点として、安全装置が正常に動作するかなど定期点検を行う、安全装置を解除しない、エンジンをかけたまま投雪口などに手を近づけない、移動や収納時には特に後進に注意することを呼び掛けています。

このほか、屋根からの雪下ろし中における転落事故も毎年発生しており、作業前に家族などに声を掛けてから行うこと、命綱やヘルメットの装着、作業を見守る人と2人以上で除雪を行うなど、安全対策を講じた上で慎重に作業を行いましょう。



## みまもり通信 その129 <2020年1月号>



誤った使い方をした事で重篤なけがを負う事故情報が寄せられています。

### 《事故を防ぐための3つの確認事項》

- ①安全装置が正しく作動する状態ですか。
- ②詰まった雪を取り除く際、エンジンを停止させましたか。  
らせん状の刃が完全に止まっていますか。
- ③足元や周囲の障害物に注意を払っていますか。  
上記を確認し、無理のない速度で使用すると共に操作方法・メンテナンスは取扱説明書に従って下さい。